職場環境改善計画助成金申請についてのご案内

株式会社パイン総合研究所 コンサルティンググループ

労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を義務付ける制度が創設され、平成27年12月1日から施行されています。今回は、独立行政法人労働者健康安全機構の「職場環境改善計画助成金(事業場コース)」を用いた職場環境改善のご案内をさせていただきます。貴社の職場環境の改善のために、是非ご活用ください。

1.職場環境改善計画助成金(事業場コース)について

1 助成金の概要

事業者が、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、専門家による指導に基づき職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合に、申請に基づき負担した指導費用の助成を受けることができます。

この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。

2 助成金を受けるための事業場の要件

次の2つの要件を全て満たす必要があります。

労働者を雇用している法人・個人事業主であること。

労働保険の適用事業場であること。

3 助成を受けるための取組の要件

次の ~ の取組を全て実施した場合に助成を受けることができます。

ストレスチェック実施後の集団分析を実施していること。

平成 29 年度以降、専門家と職場環境改善指導に係る契約を締結していること。

ストレスチェック実施後の集団分析結果だけではなく、専門家から管理監督者による日常の職場管理で得られた情報、労働者からの意見聴取で得られた情報及び産業保健スタッフによる職場巡視で得られた情報等も勘案して職場環境の評価を受け、改善すべき事項について指導を受けていること。

専門家の指導に基づき職場環境改善計画を作成し、当該計画に基づき職場環境の改善の全部又は一部を実施していること。

専門家から、職場環境改善計画に基づき職場環境の改善が実施されたことの確認を受けていること。

4 助成対象/助成金額

専門家の指導費用について、1事業場当たり 100,000 円を上限に、将来にわたり1回限り助成されます。

5 取組の実施及び申請期間

- ・取組の実施時期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- ・申請期間 令和3年5月18日から令和4年6月30日まで

2. 取組みのご案内

「職場環境改善計画助成金(事業場コース)」を用いた職場環境改善のご提案をする場合の、基本的な取組みの流れは下記になります。

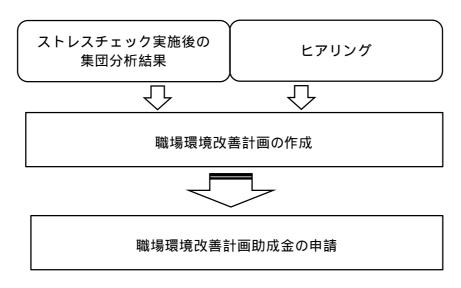
事前にヒアリングシートにご記入いただき、ヒアリングを実施いたします。

ストレスチェック実施後の集団分析結果及びヒアリングを基に、職場環境改善計画を作成します。 また、その他人事労務に関連した課題点等があれば、ポイント出しを行います。

支給申請書類作成及び必要な添付書類の確認を行います。届出まで行います。

注意点

- ・取り組みの実施期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、申請期間は、令和3年5月18日から令和4年6月30日までとなります。申請期間中でも助成金支給申請の受付は終了することがありますので、ご了承ください。
- ・当該助成金は1事業場ごとに申請する必要があります。複数の事業場の職場環境改善計画作成及 び支給申請を行う場合は、ご相談ください。
- ・新しい労働時間管理体制の導入コンサル等、今回の職場環境改善計画では対応できないような人事 労務に関する課題へのご相談については、本御見積には含まれておりませんので、別途特別業務と して対応させていただきます。
- ・ストレスチェック、及びストレスチェック実施後の集団分析については、弊社メンタルヘルスマネジメント 事業部より、別途ご提案させていただくことも可能ですので、ぜひお声がけください。



以上